

「障がい者支援施設すみれ園」（短期入所）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会が設置する障がい者支援施設すみれ園（以下、「施設」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第38条第1項に規定する指定障がい者支援施設において実施する指定短期入所事業（以下「短期入所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、従業者が短期入所事業利用の支給決定を受けた利用者に対して適正な障がい福祉サービスを提供し、円滑な施設運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえて、短期入所サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に短期入所サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障がい福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めなければならない。
- 3 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- 4 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障がい福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束の禁止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称、利用定員、利用時間等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地、連絡先は次のとおりとする。

- (1) 名称 障がい者支援施設 すみれ園
- (2) 所在地 徳島県阿波市市場町香美字西原245番
- (3) 連絡先 TEL 0883-36-6660
FAX 0883-36-6661
- (4) 利用定員 5名（ただし、災害その他緊急やむを得ない場合で居室に空きがある場合はこの限りではない。）

(5) 利用時間 サービス利用申請の都度協議するものとする。

(提供拒否の禁止)

第4条 施設は正当な理由なく短期入所サービスの提供を拒んではならない。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定障がい者支援施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

なお、前年度の利用者の数の平均値及び平均障害支援区分等により変動することがある。

<生活介護・施設入所支援>

(1) 施設長 1名(常勤職員)

施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている障がい福祉サービスの実施に際し、施設従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上(常勤職員)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定障害者支援施設サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画、リハビリテーション計画、栄養ケア・マネジメント等の原案を作成するとともに、個別支援計画等策定検討委員会を主催し、検討する。個別支援計画等策定検討委員会においては、地域移行等意向確認担当者の参加及び、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き利用者本人の参加を原則とし、会議において本人の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (ウ) 個別支援計画、リハビリテーション計画等の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画、リハビリテーション計画、栄養ケア・マネジメント等の内容を記載した書面(以下「計画書」という。)を利用者及び指定特定相談支援事業所等にも交付する。

- (エ) 計画書作成後、各計画の実施状況の把握（担当職員が利用者についての継続的なアセスメントを含む、以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回以上、計画書の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画、リハビリテーション計画、栄養ケア・マネジメント等を変更する。
 - (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会もしくはサービス利用連絡調整会議等の内容により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握する。
 - (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行を目的とした会議への参加及び必要な支援を行う。
 - (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 医師 3名（嘱託職員、兼務）
 医師は定期的な利用者の健康管理、健康相談に対する助言を行うとともに、必要性に応じて診療を行い、緊急時には他の救急医療機関への紹介等を行う。
- (4) 看護職員 3名（常勤職員、非常勤職員）
 看護職員は医師の指示に応じた利用者の診療の補助及び看護を行い、利用者、従業者の保健衛生管理に従事する。
- (5) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員 1名（常勤職員）
 作業療法士・理学療法士は利用者に対し、リハビリテーション計画書を作成し、計画書に沿った残存機能の維持・向上を目的とした訓練等の指導管理を行う。なお、作業療法士・理学療法士を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員として看護師・言語聴覚士・柔道整復師・あん摩マッサージ師を配置し、利用者の日常生活の維持・向上に必要な訓練を行う者を以て代えることができる。また、利用者の日常生活やレクリエーション行事を通じて行う訓練業務は生活支援員が兼務しても差し支えない。
- (6) 生活支援員・生活相談支援員 30名（常勤職員、非常勤職員）
 利用者の介護度にあつた日常生活上の支援を行う。生活相談支援員は各職種との連携を図り、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者または親族等に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言及び支援を行う。また、生活支援員・生活相談支援員は利用者の生活の質の向上を図るために親族間や地域社会への介入等の各種相談に関することに従事する。なお、課長・主任等を配置し、利用者に適切な障がい福祉サービスの提供がなされているかの把握に努め、サービス提供従事者に適切な指揮監督を行い業務の円滑な運営に従事する。
- (7) 管理栄養士 1名（常勤職員）
 管理栄養士は、利用者個々の栄養健康状態の維持や、食生活の向上を図るため、利用者毎の食事摂取量や体重等の把握を行う。利用者の栄養状態の確認を行い、栄養ケア・マネジメントを行う。また、利用者に対して適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関係職種及び給食業務委託会社との情報共有及び連絡調整を行

う。

(短期入所事業を提供する主たる障害者(児))

第6条 障がい福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児のうち満18歳に満たない者をいう。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、阿波市・吉野川市とする。

ただし、上記以外の地域からの利用希望があった場合には面接、相談、協議の上利用を決定することとする。

(短期入所サービスの内容)

第8条 短期入所サービスの内容は以下のとおりとする。

- 一 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- 二 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- 三 健康管理、保健衛生管理支援
- 四 健康維持のための栄養管理及び支援、口腔衛生管理支援
- 五 余暇活動支援
- 六 生活相談支援
- 七 送迎支援(必要に応じて)
- 八 前各号に掲げるものの他、短期入所事業利用者に必要な支援

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定障がい福祉サービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に規定された当該障がい福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない障がい福祉サービスを提供した際は、利用者から報酬告示の規定により算定された介護給付費(訓練等給付費)の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については利用者から費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用

- ①朝食 1食につき270円
- ②昼食 1食につき630円
- ③夕食 1食につき500円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障がい者等に対して食事の提供を行った場合は、食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 二 光熱水費等の実費
 - 三 日用品等の実費
 - 四 特別なサービス提供とこれに伴う費用
 - 五 介護給付費対象外サービスに要する費用
 - 六 その他日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と思われるもの。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該所費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

（短期入所サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 短期入所サービスの提供を受けるに当たっては次の事項を遵守すること。

- (1) 該当する事業の障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている者とする。
- (2) 伝染病疾患等がなく団体生活に適應できる者とする。
- (3) 精神障がいもしくは強度行動障がいがある者で短期入所サービスを利用する者は、精神状態が安定しており、担当医からの施設サービス利用の許可が下りた者とする。また、施設と担当医との連携を保つことが可能な者とする。
- (4) 施設利用契約時に下記の書類を提出することとする。（別添）
 - ① 利用願書（様式1号）
 - ② 健康診断書（様式2号）
 - ③ 個人情報使用同意書（様式3号）
 - ④ 個人情報等取り扱いに関する意思確認書（様式第4号）
 - ⑤ 緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・同意書（様式5号）
- (5) 利用の際に施設に持ち込める物品は以下のとおりとする。
 - ① 衣類（着やすいもの）・パジャマ・下着類
 - ② 洗面用具
 - ③ 上履き（利用者の履きやすいもの）
 - ④ 小遣い（多額現金の保管は原則禁止とします）
 - ⑤ 現在利用している車椅子・補助具・自助具等
 - ⑥ テレビ（22V型以下）長期間の利用が見込まれる場合のみ

その他の物品に関しては、利用開始前に施設と協議の上判断する。なお、災害対策のため、タンス、冷蔵庫等の大型の物は持込不可とする。

- (6) 利用者は施設を利用する際には、現在の身体の状態を関係職員に届け出ることとする。
- (7) 利用者は、常に健康保持に努め、定期健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (8) 利用者は身上に関する重要な事項に変化があったときには、速やかに関係職員を通じて施設長（またはその代理人）に届け出なければならない。
- (9) 利用者は多額の金銭及び高額な物品を施設内に持ち込んで서는ならない。また、金銭・貴重品を持ち込んだ場合は自己管理とし、施設は紛失・盗難等の被害の責任を負わない。
- (10) 利用者は外出するときには、その都度施設長（またはその代理人）に外出許可の申請を行い、外出許可を受けなければならない。
- (11) 利用者は、故意又は過失によってすみれ園の設備並びに備品等に損害を与え、または無断で設備、備品等の形状を変更したり、許可なく持ち出したり、紛失した場合は、その損害を弁償しなければならない。
損害賠償の額は、利用者・扶養義務者及び保証人の弁済能力に応じて減免することもある。
- (12) 短期入所サービス利用中に、他の利用者に重大な危害を及ぼすような問題行動、サービス利用料金延滞により短期入所事業利用が困難と見受けられる際には、協議の上退所勧告を行うものとする。また、次回からの短期入所サービス利用を断ることもある。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 従業者は、短期入所サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 短期入所サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る他の障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、発生時の状況等の調査を行い、施設側の明らかな過失が認められる際には速やかに損害を賠償するものとする。

(虐待防止及び身体拘束禁止のための措置)

- 第12条 施設は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法」平成23年法律第79号）その他関係法令等を遵守し、障がい福祉サービス利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備、その他の障がい者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、利用者の人権養護、虐待防止のために虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止責任者及び虐待防止マネージャー、虐待受付担当者を配置し、必要な体制の整備を行う。従業者に対しては、利用者の権利擁護、人権、虐待防止のための研修会を実

施し、人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上を図り、倫理綱領等法令の遵守を徹底する。必要に応じて、成年後見制度等の活用も検討することとする。また、従業者間での利用者支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制作りを行うものとする。

- 3 施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を禁止する。ただし、やむなく行う場合は、利用者及び利用者の家族等に対して説明を行い、同意（第11条（4）④）を得るものとする。また、身体拘束についての改善計画を作成し、随時見直しを行うものとする。
- 4 施設は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束をしないケアの実施に努めるものとする。
- 5 施設は、利用者の身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化委員会を設置し、必要な体制の整備を行うものとする。従業者に対しては、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施するものとする。
- 6 施設は、利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めなければならない。
- 7 施設は利用者から意思表示があった場合には、負担になりすぎない範囲において必要な合理的配慮を行う。

（個人情報保護）

第13条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意（第11条（4）③）を得るものとする。

（苦情解決）

第14条 施設は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第82条の規定に基づき、その提供した福祉短期入所サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、その提供した短期入所サービスに関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

ければならない。

- 4 施設は、その提供した短期入所サービスに関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 施設は、その提供した短期入所サービスに関し、障害者総合支援法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 施設は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 施設は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

- 第15条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年徳島県条例第57号。以下「条例」という。）第9条及び基準第44条に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 計画立案時における立地環境の考慮等
施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際にはそれぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を従業者及び利用者の見やすい場所に分かりやすく提示するよう努めなければならないものとする。
 - 3 非常時に備えた備蓄
施設は、非常災害時における施設の運営に必要となる3日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならないものとする。
 - 4 非常災害時における施設間連携
施設は、それぞれの事業所又は施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならないものとする。
 - 5 被災状況の公表等
施設は、被災状況について公的機関等を通じて公表するものとし、利用者個人の安否については家族または法定代理人等からの問い合わせがあった場合に限り応じるものとする。
 - 6 防犯対策

施設は、外部からの侵入及び犯罪に対する防犯に努め、必要な設備の整備を行うとともに、定期的に避難、救出その他必要な研修を行うものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うものとする。

2 施設は、事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延しないよう、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(協力医療機関等)

第18条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、阿波病院を協力医療機関として定めるものとする。また、感染症発生時に備えた平時からの対応として、新興感染症の発生時等における対応を事前に協議しておくものとする。

2 施設は、こんどう歯科クリニックを協力歯科医療機関として定めるものとする。

(歯と口腔の健康づくり)

第19条 施設は、条例第10条に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならないものとする。

2 施設は、歯科医師等からの技術等助言・指導に基づき、口腔衛生管理体制計画を作成するものとする。

3 入所者の口腔の確認

施設は口腔衛生管理体制計画に基づき、利用者の口腔掃除の自立度、口腔の健康状態等について把握するものとする。

4 口腔掃除用具の整備

施設は、利用者の口腔の健康状態や自立度を踏まえ、歯科医師等の技術的助言・指導

に基づき、口腔掃除の用具を選択するものとする。

- 5 施設は口腔掃除の実施担当者を検討し、実施するものとする。
- 6 施設は従業者の口腔掃除に対する知識・技術の習得のため、歯科医師等から指導を受けるものとし、利用者の安全確保に努めるものとする。
- 7 施設は利用者の口腔機能等に応じた食事環境を整備するものとする。
- 8 施設は歯科医師等からの技術的助言・指導を受け、概ね6ヶ月毎に口腔衛生管理体制計画の見直しを行うものとする。
- 9 施設は歯科衛生士が行う口腔衛生管理等の実施記録を保管し、必要に応じて利用者とその写しを提供するものとする。

(地域との交流)

第20条 施設は、条例第11条及び基準第53条に基づき、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。また、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用できるものとする。

(スポーツの推進)

第21条 施設は、条例第12条に基づき、利用者の障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ、利用者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるような支援の提供に努めなければならないものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第22条 施設は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談、その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障がい福祉サービスの利用や体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができ

る人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(ハラスメントの防止)

第22条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を超えたものにより、施設的环境が害されることを防止するための必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意点)

第23条 施設は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 職場内研修 月1回
- (3) 職場外研修 必要に応じて

- 2 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 施設は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 施設は、短期入所サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. 「身体障害者療護施設 すみれ園」短期入所運営規程（平成18年10月1日施行）は平成22年3月31日をもって廃止する。
2. この規程は、平成22年 4月1日から施行する。
3. この規程は、平成24年 1月1日から施行する。
4. この規程は、平成24年10月1日から施行する。
5. この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
6. この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
7. この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
8. この規程は、平成28年 6月1日から施行する。
9. この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
10. この規程は、令和 元年 9月1日から施行する。
11. この規程は、令和 3年 3月1日から施行する。
12. この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。
13. この規程は、令和 4年10月1日に改正し、令和4年4月1日に遡及する。
14. この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。